

収 印
入 紙

業 務 委 託 契 約 書

1. 業 務 名 那須塩原市契約管理・工事成績評価システム
運用保守業務委託
2. 履 行 場 所 那須塩原市役所
3. 履 行 期 間 平成30年 3月 1日から
平成35年 2月28日まで
4. 業 務 委 託 料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
5. 契 約 保 証 金 免 除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

契約年月日 平成 年 月 日

発注者 住所 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

氏名 那須塩原市 市長 君 島 寛 印

受注者 住所

氏名 印

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、質疑回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 前項の設計図書に明示されていない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(計画書等の提出)

第5条 乙は、この契約締結後速やかに設計図書に定める計画書等を作成して甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 乙は、前項の計画書等を変更すべき事由が生じた場合においては、直ちに変更計画書を作成して、甲に提出し、その承認を得なければならない。

(保守等)

第6条 乙は、履行期間中、設計図書に定めるとおり必要な保守を行う。

2 甲は、保守物件を本来の用法によって使用し、かつ、甲の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 甲は、保守物件に装置、部品、付属品等を付着し、又はそれらを取り外すときは、事前に乙の承諾を得なければならない。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、各月の業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに履行して甲の検査を受けなければ

ならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

4 甲は、業務の性質上、第2項の検査が必要ないと認めるときは、第1項の通知の受領をもって検査合格の通知をしたものとみなす。

(業務委託料の支払)

第8条 業務委託料の支払は毎月払とし、乙は、前条第2項の検査に合格したときは、頭書金額の60分の1の額を、甲に請求するものとする。

2 前項の分割金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の支払に係る分割金額に合算するものとする。

3 第1項の規定による請求は、書面をもって行うものとする。

4 甲は、第1項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(消費税等率の変更に伴う業務委託料)

第8条の2 この契約に適用される消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の税率が変更された場合の業務委託料は、変更後の消費税等の税率を適用し、算定した額とする。ただし、経過措置等が適用され、消費税等の額に変更が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(業務の内容変更)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、履行期間若しくは業務の内容を変更することができる。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(業務責任)

第10条 業務の結果に関し、設計図書若しくは甲の指示事項との不一致があり、又は業務の結果が不十分であると甲が判断した場合、乙は、不一致、不十分箇所を是正しなければならない。

2 前項において、甲に損害が生じた場合は、甲は、乙に対して損害の賠償を請求することができる。

3 第1項の規定による乙の業務責任は、乙の業務完了の通知を受けた日から1年間とする。

4 甲は、業務完了確認の際に不一致、不十分箇所があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該是正又は損害の賠償を請求することはできない。ただし、乙がその不一致、不十分箇所があることを知っていたときは、この限りでない。

(契約の解除等)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せずにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) その業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) その責に帰すべき理由により、契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、業務委託料の10分の1に相当

する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除で損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

(履行遅滞における損害金等)

第12条 甲は、乙が当初の履行期間内に業務を完了しない場合は、履行期間後相当の期間内に完了できる見込みがあり、かつ、当該期間内の履行によっても契約の趣旨を全うできるときは、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。ただし、遅延の理由が甲の責に帰すべきときは、この限りでない。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から部分払に係る業務委託料を差し引いた額に対し、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（当該計算した額が実際に生じた損害額を下回るときは、実際損害額）とする。

3 乙は、第8条の規定による甲の代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(損害賠償の責任)

第13条 乙は、その責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負わなければならない。ただし、その損害の発生が甲の故意又は重大な過失による場合若しくは天災等不可抗力による場合は、この限りでない。

(契約終了時の業務引継)

第14条 甲が設計図書において、契約終了に伴う新たな受注者への業務の引継を指定しているときは、乙は、甲の指定する方法により業務の引継を行うものとする。

2 前項に規定する場合のほか、甲が必要と認める場合で契約終了時に新たな受注者が決定しているときは、乙は、甲の指定する方法により業務の引継を行うものとする。

3 前2項の規定による業務の引継に係る費用は、乙が負担するものとする。

(予算削減に係る契約の解除等)

第15条 甲は、契約年度の翌年度以降の甲の歳出予算において、乙に支払うべき業務委託料について減額又は削除があったときは、この契約を変更又は解除することができる。

(裁判管轄)

第16条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定める。